

災害に関する主な税務上の取扱いについて

国税庁は災害に関して税務上の取扱いについてまとめたものを発表しました。中でも、多くの方に関係のありそうなものをいくつかピックアップします。

< 法人、事業を営む個人に共通する事項（法人税、所得税） >

災害により滅失・損壊した資産等

棚卸資産や固定資産の滅失または損壊した場合の損失の額、資産の取壊しまたは除去のための費用の額などは、損金の額に算入されます。

復旧のために支出する費用

原状回復費用は修繕費となります。被災前の効用を維持するための補強工事、災害防止等の費用は、修繕費とするその処理も認められます。資本的支出か修繕費の区分が不明なときは、その金額の30%相当額を修繕費とする処理も認められます。

従業員等・その親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

自社の従業員と同等の専属下請先従業員等またはその親族等に対するものも同様となります。

< 法人に関する事項（法人税） >

被災前の取引関係の維持・回復を目的として、復旧過程において災害見舞金、事業用資産の供与等のために要した費用

交際費に該当しないものとして損金の額に算入されます。

被災した取引先に対する復旧過程において復旧支援を目的とする売掛金等の免除等

寄付金または交際費以外の費用として損金の額に算入されます。

既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免も同様に取り扱われています。

取引先に対する復旧支援を目的とする低利または無利息による融資

通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄付金に該当しないものとして損金の額に算入されます。

不特定多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供

広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

災害による損失額の繰越

災害により生じた棚卸資産、固定資産等に関する損失額（災害損失欠損金額）は、青色申告書を提出していなくても7年間繰越することができます。

< 事業を営む個人に関する事項（所得税） >

個人が支払を受ける災害見舞金

見舞金（通常の儀礼の範囲）を受け取っても課税されません。

贈与税についても同様に課税されません。

低利または無利息により生活資金の貸付を受けた場合の経済的利益

使用者が役員または使用人へ貸付をした場合、合理的に認められる期間内の低利または無利息の経済的利益は、課税されません。

被災事業用資産の損失の繰越

災害により生じた棚卸資産、固定資産等に関する損失額は、青色申告書を提出していなくても3年間繰越することができます。

< 印紙税関係 >

災害義援金の受取書

新聞社等が災害を目的として一般から義援金を募集する際に、その受領事実を証明するために作成した受取書は、課税されません。（収入印紙不要）

金融機関が災害義援金の振込依頼を窓口等で受け付けた際に作成する受取書で、次のいずれにも該当するものについても同様に扱われます。

- ・振込手数料が無料であること
- ・振込先が広く一般に災害義援金を募っている団体等であること
- ・災害義援金の振込金受取書であることがその文書上明らかにされていること

< 自動車重量税関係 >

自動車重量税を納付して車検証の交付等または車両番号の指定を受けた後、被災により走行の用に供されことなく使用が廃止されたものについては、納付した自動車重量税の還付を受けることができます。

詳しい内容は国税庁のホームページでご確認ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm>

税理士榎山直樹事務所ホームページ

<http://www.narayama.com/>